

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる日には、
当たる翌日)

規

則

目 次

鳥取県規則第五十六号

◆規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則（会計課）
◆告 示 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

農地法による土地配分計画の作成（農地経済課）

土地改良区の役員の住所の変更（農村整備課）

土地改良区の定款の変更の認可（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（三件）（〃）

土地改良事業の認可（三件）（〃）

土地改良事業計画の決定（〃）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（〃）

保安林の指定の解除予定（六件）（造林課）

区域漁業権の免許（水産課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

漁業法による公聴会の開催

◆海 区 漁 業
調 整 委 告

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を
次のように改正する。
別表中第百八十七号の六を第百八十七号の七とし、第百八十七号の三か
ら第百八十七号の五までを一号ずつ繰り下げ、第百八十七号の二の次に次
の一号を加える。

百八十七の三 経営事項審査手数料 二万千円に審査を受けようとする

建設業者が入札に参加しようとする
建設工事に関する建設業として申出

をする建設業（以下「入札関連建設

業」という。）一種類につき二千円

として計算した額を加算した額。た
だし、建設業法第二十七条の二十四

第一項の規定により指定経営状況分
析機関に経営状況分析を行わせる場

昭和63年9月6日 火曜日

鳥取県公報

この規則は、公布の日から施行する。

附 告

抄 示

鳥取県知事 聞 聞 次

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十回）
第十三条第一項の規定に基づいて、同条例一項に該当する青少年に相應せ
書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定による告示する。

昭和六十一年四月六日

指定番号	種別	図 書 号	発行表示された発行所名	類
3130	"	少女白書生汁満	S H — H (有)コスモデザイン	
3131	"	過激結合 密淫戯 パステル・カラー	J G — セ4	Do企画
3132	"	S P O O N vol.19	S P — 10—H	Do企画
3133	"	暴行・凌虐 濡れた密壺 避暑地の恋	J H — ソE	Do企画
3134	"	淫らな牝黙 かんじるおヌエちゃん	J H — ソF	Do企画
3135	"	'87 V D アイドル年鑑	雑誌コード 0—4	三和出版株式会社
3136	"	アップル通信 ベストビデオ No.16	雑誌コード 0—21	三和出版株式会社
3137	"	G A L H U N T E R 5月号	雑誌コード 6—25	コノバトル社
3138	"	にやんにやん少女隊 5月号	雑誌コード 7—5	株式会社サン出版
3139	"	V I D E P A L 5月号	雑誌コード 7—5	株式会社東京三社
3140	"	Cosmos通信 6月号	雑誌コード 3—6	考友社出版株式会社
3141	"	アップル通信 6月号	雑誌コード 9—6	三和出版株式会社
3142	"	THEボッキー通信 8月号	なし	三共図書出版社
3143	"	あこがれ女高生B組 9月号	雑誌コード 5—9	考友社出版株式会社
3144	"	写真同級生 9月号	雑誌コード 1—9	三和出版株式会社
3145	"	A D A M S 9月号	雑誌コード 5—9	株式会社大亞出版
3129	"	淫穴 濡じい、さだめ。		

区分	地区名	所 在 の 場 所	増 反 著	
			予定壳渡 数(平方メートル)	予定壳渡面積
3146	"	放課後クラブ 9月号	1400	株式会社大亞出版
			8-9	
3147	"	オレンジ通信 9月号	1021	株式会社東京三世 社
			8-9	
3148	"	ビデオフラッシュ 9月号	133	株式会社浪速書房
			7-9	
3149	"	UR E C C O 9月20日増刊 number ONE VOL.2	185	ミリオン出版
			2-9	
3150	"	ジャック・ポット 9月号増刊 SUPER GALS NOW	4-9	株式会社リンド社
			0-258	考友社出版株式会 社
3151	"	Gals Action 10月号	433	株式会社リンド社
			3-10	考友社出版株式会 社
3152	"	新風写真 10月号	494	平和出版株式会社
			0-10	
3153	"	ザ・ベスト MAGAZINE 10月号	400	KKベストセラー
			3-10	
3154	"	V I D E G A L 通信 NO.8	なし	株式会社浪漫書房

鳥取県告示第八四一十七号

土地改良法（昭和二十九年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基いて、次のとおり因庄寺土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 団 次

次

鳥取県告示第八四一十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第六十二条第一項の規定に基いて、土地配分計画を作成したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 团 次

鳥取県告示第八百一十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基いて、尾高井手土地改良区の定款の変更を昭和六十三年八月三十日認可

理 事	藤 井 保 雄	変更前	
		変更後	倉吉市大谷八七八一四一

したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十号

北条町土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）曲地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とおり縦覧に供する。

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取郡東伯町大字矢下五九八山本一雄ほか七人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業矢下地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年九月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

北条町役場及び東伯郡北条町大字土下一一二北条町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十一号

溝口町が行う土地改良事業（団体営かんがい排水事業谷川地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準

用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年九月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、久米土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）椋波地区区画整理）を昭和六十三年八月三十一日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、久米土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）椋波地区区画整理）を昭和六十三年八月三十一日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）国分寺地区農業用排水と農道整備を一体としたもの）を昭和六十三年八月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定

に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業小鹿地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年九月六日

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

とおり縦覧に供する。

昭和六十三年九月六日

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和六十三年九月七日から二十日間

二 縦覧に供する期間

三 縦覧に供する場所
倉吉市役所

三 縦覧に供する場所

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に申し出ること。

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百三十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す。

鳥取県告示第八百三十七号

倉吉市農業協同組合が行つ土地改良事業に係る西郷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次の

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

次

東伯郡関金町大字関金宿字瀬戸谷二四〇九の四、二四〇九の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八百四十号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市立見字西茗荷谷九六〇の三、字東茗荷谷九六一の五、字杣小屋
九六二の一五から九六二の三〇まで、字大清水九六三の四から九六三の
七まで、字駄床九六四の八から九六四の一四まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字別宮字暮見谷一一三の六〇から一一三の六三まで、

大字倉坂字奥山次一西平一一四六の二三

鳥取県告示第八百四十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二
六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字赤松字内町家ノウヘ二〇八三の三、二〇八四の四

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

解除の理由

道路用地とするため

一七五七の七四一、一七五七の七四二

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 飛行場用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百四十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十一年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十一年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の七三四（次の図に示す部分に限る。）、

一七五七の七五四、一七五七の一一九八、一七五七の一一九九

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

飛行場用地とするため

二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の二九六（次の図に示す部分に限る。）、

二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の二九六（次の図に示す部分に限る。）、

二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

- 東伯郡大栄町大字大谷字中浜ノ市二〇五一・二〇五三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇五四、字浜田二〇五五、二〇五六の一・二〇五七の一・二〇五八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 五六の一・二〇五七の一・二〇五八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
- 3 潮害の防備
- 3 解除の理由
- 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 昭和六十三年五月三十一日付鳥取県告示第五百七十八号（区画漁業権の免許の内容たるべき事項等について。以下「県告示」という。）の2のとおり
- 弓北漁業協同組合
- 鳥取県告示第八百四十四号
- 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、区画漁業権を次とのおり免許したので告示する。
- 昭和六十三年九月六日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 鳥取県告示第八百四十五号
- 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。
- 昭和六十三年九月六日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 1 免許番号
- 1 海区第一号
- 2 漁業権者の住所及び名称
- 鳥取県境港市上道町二二三一―三先
- 弓浜漁業協同組合
- 鳥取県境港市岬町四五一一先
- 鳥取県境港市岬町四五一一先
- 弓北漁業協同組合
- 3 免許の内容
- 昭和六十三年五月三十一日付鳥取県告示第五百七十八号（区画漁業権の免許の内容たるべき事項等について。以下「県告示」という。）の2のとおり
- 弓北漁業協同組合
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 1 開発許可の年月日及び番号
- 昭和六十三年八月二十四日 鳥取県指令受鳥土維第五百二十一号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
- 鳥取市本町二丁目及び二階町二丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市元魚町二丁目一〇五

株式会社アイシンビル

代表取締役 松本幸雄

海区漁業調整委員会告示

鳥取県告示第八百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年十二月十九日 鳥取県指令受倉土維第十一号

二 開区発域に含まれる地域の名称

倉吉市古川沢字小坂

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字大瀬九九一一五

有限会社吉田工務店

代表取締役 吉田公博

鳥取海区漁業調整委員会告示第五号

漁業の免許の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一一条第四項の規定に基づき、とのとおり公聴会を開催する。

昭和六十三年九月六日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

一 開催日時及び場所

日	時	場	所
昭和六十三年九月十二日	午後二時三十分から	鳥取市青葉町三丁目一一一	鳥取県漁業協同組合連合会会議室

二 案件

鳥取海区における区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定期間及び地元地区の事前決定について

三 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、年齢、從事する漁業の種類及び発言の内容の要旨を記載した書面を昭和六十三年九月十日までに鳥取海区漁業調整委員会へ提出すること。